

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 農地中間管理機構が平成26年に事業開始以降、担い手の利用面積は再び上昇したが、更に事業を加速化する必要。
- 今後は新たに地域の話合いから始めて気運を高める必要がある地域、担い手が不足する地域について農地の集積・集約化を進める必要があるため、関係者が一体となって推進する体制を構築する必要。

法律案の概要

I 地域における農業者等による協議の場の実質化【中間管理法の改正】

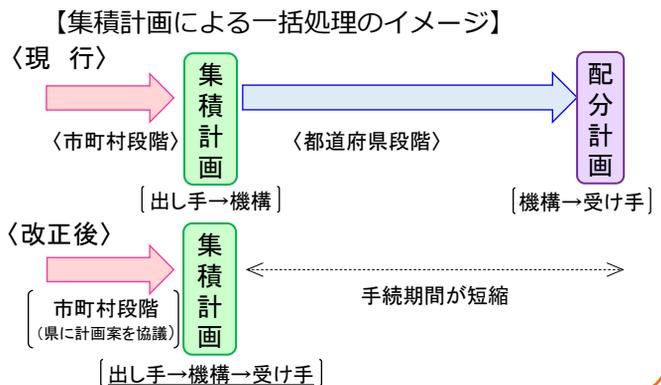
地域協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供しよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化する。（中間管理法第26条第2項及び第3項）

II 農地中間管理機構の仕組みの改善【中間管理法の改正】

ア 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画（市町村の集積計画と機構の配分計画）が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する。（中間管理法第19条の2）

イ 機構の配分計画の縦覧を廃止する。（中間管理法第18条第3項）

ウ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する。（中間管理法第21条第1項）



III 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【中間管理法、基盤強化法の改正】

農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化する。

ア 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加し、実績のある旧円滑化団体が配分計画の案を作成できるようにする。（中間管理法第19条）

イ 機構の事業実施区域を、円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大する。（中間管理法第2条第3項）

ウ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継できるようにする。（改正法附則第4条）

エ 統合一体化関係の改正事項（アを除く。）の施行期日を公布日から1年3か月以内とし、十分な移行期間を設ける。（なお、他の項目の施行期日は、原則、公布日から6か月以内。）。（改正法附則第1条）

IV 担い手の確保等【基盤強化法、農地法の改正】

(1) 認定農業者制度について、次の措置を講ずる

ア 担い手の活動範囲に応じ、市町村の認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みを創設する。（基盤強化法第13条の2）

イ 役員グループ会社間での兼務といった農業経営上のニーズに対応するため、認定農業者である農地所有適格法人について、役員の時常要件を緩和する。（基盤強化法第14条第2項）

(2) 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長する。（基盤強化法第14条の7）

(3) 農用地利用規程において、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、農用地の利用の集積・集約化を促進する仕組みを設ける。（基盤強化法第23条の2）

(4) 農地の集積・集約化を促進するため、農地転用の不許可要件として、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。（農地法第4条第6項及び第5条第2項）